

法令基準を守らない産業廃棄物最終処分場等に断固反対する都市 宣言に関する決議

緑豊かな三原市において山々に降る雨は、多様な生物が共存する清らかな自然環境を育み、その豊富な水は田畑を潤し美しい田園風景を作り上げるとともに、全国に誇れる安全でおいしい水の源となってきました。

私たちは、この貴重な自然環境を、より豊かで恵みのあるものとして守り、将来の世代に継承していかなければなりません。

産業廃棄物最終処分場は、全国の事例が示すように、適正に設置・運営されなければ、こうした貴重な自然環境や市民の生命、健康を脅かすものにもなりかねません。

三原市は、環境基本条例及び水源保全条例を制定し、自然環境と共生する快適で安全なまちの実現と市民の生命及び健康を守り、良好な水源を恒久に保全・維持することをめざしています。本市議会は、これまで本市で育まれてきた貴重な自然環境を、健康で豊かな生活を支えるふるさとの財産として保全していくため、法令基準を遵守しない産廃処分場の運営及び市民の安全と良好な水源を脅かす懸念がある不当な産廃処分場の設置に断固反対することをここに宣言します。

以上、決議する。

令和8年6月23日

三 原 市 議 会

（提案理由）

社会の環境保全意識向上をめざし、本市議会の環境保全に真剣に取り組む姿勢を発信し、法令基準を守らない産業廃棄物最終処分場を抑止することで、市民の生命と健康を守るために、この決議案を提出する。